

## 平成28年度横浜市中央卸売市場費会計予算

平成28年度横浜市の中央卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,763,940千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

平成28年2月16日提出

横浜市長 林 文子



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 <b>1,396,059</b>
	1 使用料	1,396,058
	2 手数料	1
2 財産収入		<b>331,285</b>
	1 財産運用収入	331,284
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		<b>573,835</b>
	1 一般会計繰入金	573,835
4 繰越金		<b>156,222</b>
	1 繰越金	156,222
5 諸収入		<b>449,539</b>
	1 雑収入	449,539
6 市債		<b>2,857,000</b>
	1 市債	2,857,000
<b>歳 入 合 計</b>		<b>5,763,940</b>



歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		5,763,940 <small>千円</small>
	1 運 営 費	2,091,803
	2 施 設 整 備 費	3,273,941
	3 公 債 費	396,196
	4 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		5,763,940



## 第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場施設整備費	千円 819,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成28会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
南部施設整備費	2,038,000	同 上	同 上	同 上
<b>計</b>	<b>2,857,000</b>			